

別表2（第5条関係）

助成金の額

| |
|--|
| 助成率 |
| 1 事業実施2年目の団体は、助成対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て） 2 事業実施3年目の団体は、助成対象経費の3分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て） ※事業実施3年目の団体とは、既に一度当助成金の交付を受けたことがあり継続して事業実施を行う団体のことをいう。 |
| 助成限度額 |
| 1 実証プログラム事業実施時の事業費の2分の1の額（1千円未満の端数は切り捨て） 2 実証プログラム事業実施時の事業費の3分の1の額（1千円未満の端数は切り捨て） |